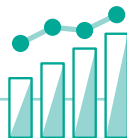


永和信用金庫

NISA ガイドブック

平成28年1月現在

POINT 1



対象は **投資信託**

上場株式・株式投資信託等の
譲渡所得・配当所得が非課税になります。

POINT 2



対象は日本に住む **20歳以上の方**

※口座開設の年の1月1日時点で
満20歳以上の個人の方

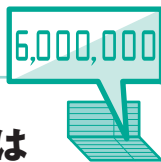
POINT 3



毎年 **120万円** まで投資

平成28年から平成35年まで毎年120万円
の非課税投資枠が利用可能です。

POINT 4



非課税投資枠は **最大600万円**

※毎年120万円×5年で最大600万円の
非課税投資枠があります。

POINT 5



非課税期間は **最長5年間**

※それぞれ投資をはじめた年から
最長5年間の非課税期間があります。



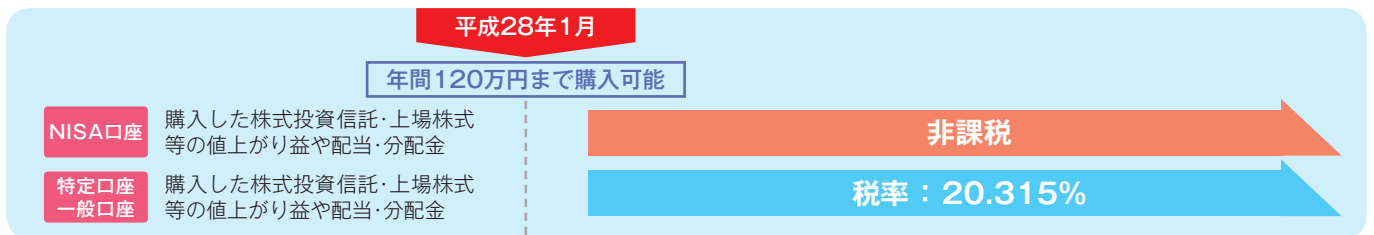
NISA(ニーサ)ってどんな制度なの？

NISAは、中長期的な資産形成を支援することを目的とした、個人投資家のための**税制優遇制度**です。



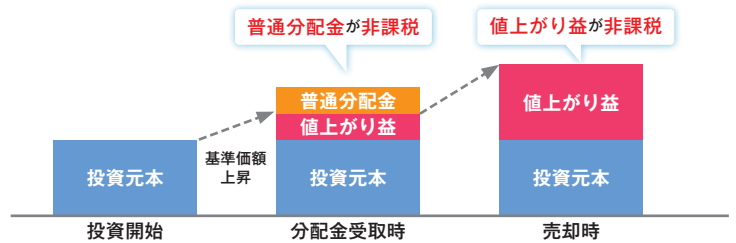
NISAを活用すれば、NISA口座で購入した株式投資信託・上場株式等の値上がり益や配当・分配金等が非課税となります。

▶証券税制のイメージ



▶投資信託での非課税のイメージ

NISAで株式投資信託に投資した場合、売却した時の「**売買益**」と、基準価額が上昇した分から払い出される「**普通分配金**」が非課税になります。



毎年120万円を上限に10年間投資が可能です。

非課税となる期間は投資を始めた年から最長5年間です。
 年間の非課税投資枠の利用総額は、最大600万円(120万円×5年間)となります。
 NISA口座を開設する金融機関は1年ごとに変更可能です。

制度概要		非課税期間													
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年
非課税口座開設可能期間	1年	平成26年分の非課税枠	100万円												
	2年	平成27年分の非課税枠		100万円											
	3年	平成28年分の非課税枠			120万円										
	4年	平成29年分の非課税枠				120万円									
	5年	平成30年分の非課税枠					120万円								
	6年	平成31年分の非課税枠						120万円							
	7年	平成32年分の非課税枠							120万円						
	8年	平成33年分の非課税枠								120万円					
	9年	平成34年分の非課税枠									120万円				
	10年	平成35年分の非課税枠										120万円			
最大非課税額		100万円	200万円	320万円	440万円	560万円	580万円	600万円	600万円	600万円	480万円	360万円	240万円	120万円	

非課税期間が終了した場合、解約する必要はなく、特定口座や一般口座に移すことや翌年分の非課税枠に時価で120万円まで移すことが可能。

課税口座で保有
特定口座／一般口座

平成32年から非課税枠は総額で最大600万円



各年の非課税投資枠は、その年にしか使うことができません。

途中売却は可能ですが、売却した分の枠を再利用することはできません。

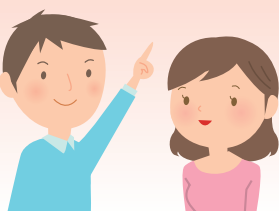
非課税口座内では、他の口座との損益通算はできません。



年齢やライフプランによって、資産運用の考え方も異なります。
お客さまのお考えに合ったNISA活用法をご提案します。

20～40代

資産形成を
行いたい方



NISAを長期投資 のきっかけに。

結婚・住宅購入・お子さまの誕生など将来に備えた資産運用が大切です。
NISAを長期投資のきっかけと考え、今から積立投資をはじめましょう。

どのような運用をしたいですか？

投資初心者なので、
値動きの小さなものから始めたい。

A

将来のために長期投資で
資産形成を目指したい。

B

積極的にリスクをとって大きな
リターンを狙いたい。

C

50～60代

セカンドライフの
準備を始めたい方



NISAで退職後の 資金準備を。

今後のセカンドライフを視野に入れて、老後の大切な資金をふやすことを目指して運用しましょう。

値動きが大きいものは不安なので、
堅実な運用をしたい。

A

適度にリスクを取って
バランスよく資産をふやしたい。

B

当面使わない資金なので
大きな成果を期待したい。

C

60代以降

今ある資産を
活用したい方



NISAで取り崩し ながら運用。

現役世代に蓄えた資産を取り崩しながらも、同時にできるだけ減らさないように資産運用を目指し、豊かなセカンドライフを目指しましょう。

値動きが大きいものは不安なので、
預金と比べて
少しでも有利に運用したい。

A

今ある資産で
「運用する」と「使う」を
バランスよく両立させたい。

B

毎月安定した分配金を
受け取りたい。

C

お客さまの目的にあった投資信託を選んでみましょう

A

リスクを抑えた安定的な運用で、
非課税メリットを享受する

例えば、

- 国内債券ファンド
- 為替ヘッジ付き海外債券ファンド

B

リスクとリターンのバランスを
考えた運用で非課税メリットを得る

例えば、

- 海外債券ファンド
- 資産複合ファンド

C

大きなリターンを期待した運用で
非課税メリットを最大限活用する

例えば、

- 国内外の株式ファンド
- 不動産投資信託ファンド



NISAのどのような点を注意したらいいですか？

NISA口座は非課税のメリットを得られる制度ですが、常に課税口座より有利とは限りません。下記のポイントをご参照ください。



POINT
1

売却しても非課税投資枠の再利用はできません。

投資を始めてから5年目の年末までの間に売却すると、値上がり益が非課税となります。

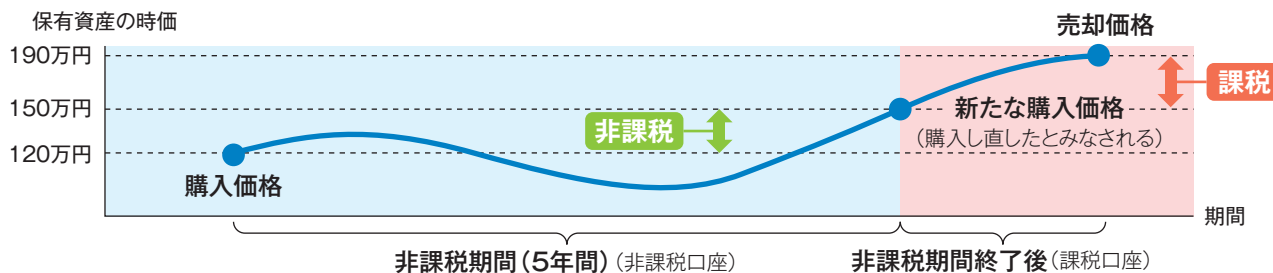
※一度売却すると、その非課税投資枠の再利用はできません。

POINT
2

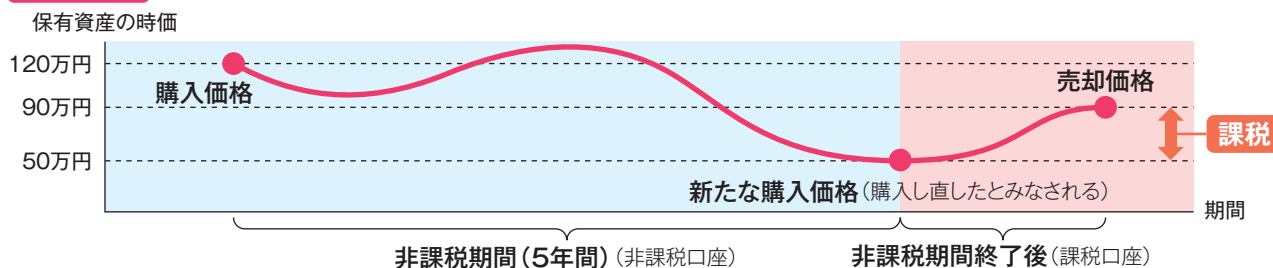
非課税期間終了後に継続して保有する場合、「取得価額」に注意してください。

NISA口座または課税口座へ移管時の時価が「取得価額」となります。

ケース① 非課税期間に保有資産が値上がりし、その後課税口座に移管した場合



ケース② 非課税期間に保有資産が値下がりし、その後課税口座に移管した場合



POINT
3

他の口座との損益通算ができません。

NISAで生じた譲渡損失は、他の特定口座・一般口座との損益通算ができません。

特定口座・一般口座ではその年だけで相殺しきれない損失を確定申告により3年間繰り越せます(繰越控除)が、NISA口座では繰越控除もできません。

POINT
4

分配金について注意してください。

NISAでは分配金の再投資は新たな投資とみなされます。その分非課税投資枠を消費することになります。年初に50万円を投資し、その後5万円の分配金が再投資されると、非課税投資枠を55万円利用したことになります。

NISA口座に関するご質問事項をまとめました。ご不明な点があればお近くの永和信用金庫営業店までお問い合わせください。



Q 複数の金融機関でNISA口座を開設することはできますか？

A 同年中に開設できるNISA口座は「1人1口座」です。

1年単位でNISA口座を開設する金融機関を変更することができますが、すでにNISA口座内で買付をしている年分については、同年中の金融機関の変更はできません。翌年から金融機関の変更が可能です。

Q 金融機関を変更した場合、変更前に購入した投資信託はどうなりますか？

A 金融機関変更前に購入した投資信託は、金融機関変更後も同じ金融機関で保有することになります。金融機関変更後のNISA口座に移管されることはありません。

Q 一度廃止したNISA口座を再度開設できますか？

A 一定の手続きのもと再開設できます。

ただし、変更しようとする年分の非課税投資枠で既に投資信託等を購入していた場合、その年分についてはNISA口座の再開設はできません。翌年以降の再開設になります。

Q 現在、特定口座(一般口座)で運用している投資信託をNISA口座に移管できますか？

A できません。

NISA口座で新たにお買付けされたものが対象です。

Q 非課税期間(最長5年間)が終了したら、保有している投資信託はどうなりますか？

A 3つの選択肢があります。

① 翌年の非課税投資枠へ移管する。

一定の要件のもと、時価120万円を限度に翌年の非課税投資枠へ移管することができます。120万円を超える部分に関しては、特定口座または一般口座へ移管し運用を継続することができます。

② 特定口座や一般口座へ移管する。

特定口座または一般口座へ全額移管し、運用を継続することができます。

③ 売却する。

少額投資非課税制度(NISA)のご留意事項

- NISA口座は、満20歳以上の日本にお住まいの方等が開設できます。
- 同一の勘定設定期間において、NISA口座は一人一口座しか開設できません。(特定口座とは異なり、複数の金融機関にNISA口座の開設はできません。なお、お客さまが複数の金融機関に口座開設の申込みを行った場合は口座開設までに相当な時間を要する場合がありますなど、口座開設手続きが円滑に進まないおそれがあります。)また、異なる金融機関にNISA口座内の投資信託を移管することもできません。
- 当金庫で取り扱っている対象商品は、当金庫が取り扱いをしています株式投資信託のみです。
- NISA口座内での損失は税務上ないものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当所得および譲渡所得等の損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- NISA口座では、年間120万円の非課税投資枠が設定されます。またNISA口座で保有している投資信託・上場株式等を一度売却すると、その非課税投資枠は再利用できません。
- 非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 現在保有している投資信託をNISA口座へ移管することはできません。
- 投資信託において支払われる分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA口座のメリットを享受できません。

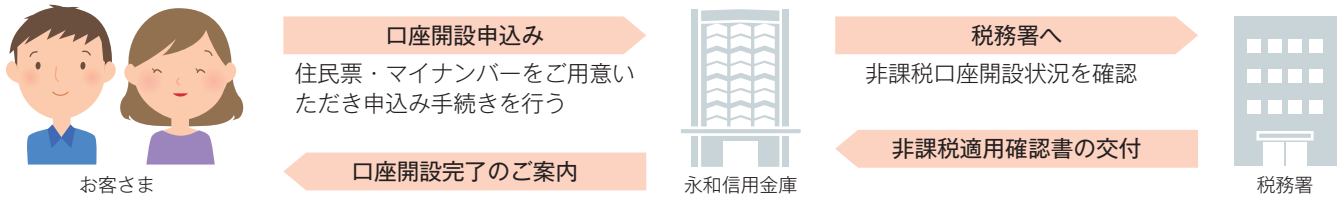
新規口座開設の流れ

NISA口座のお申込みの前もしくは同時に、当金庫での投資信託口座開設が必要です。

- ①お客さまは「**非課税口座申請書兼届出書**」と「**住民票**」の提出、並びに「**マイナンバー**」の提示等を永和信用金庫にします。
- ②永和信用金庫は、お客さまの非課税口座開設状況を税務署に確認します。
- ③税務署は、お客さまごとに「**非課税適用確認書**」を発行します。
永和信用金庫は「**非課税適用確認書**」を受領し、お客さまの口座を開設します。
- ④永和信用金庫は「**口座開設完了のご案内**」をお客さまに郵送します。

NISA口座にて投資信託のご購入ができます。

NISA口座開設のフロー（イメージ図）



税務署への申請は永和信用金庫が行いますので、お客さまが直接やり取りすることはありません。

新規口座開設に必要な書類

NISA口座開設には、「**非課税口座申請書兼届出書**」、「**平成25年1月1日時点の住所を証明する住民票**」「**マイナンバー**」が必要となります。住民票につきましては、右記のいずれかをご用意ください。

平成25年1月1日以降に 転居のない方	平成25年1月1日以降に転居のある方		平成25年1月1日時点 海外に居住していた場合
	同一市区町村での転居	異なる市区町村での転居	
 「住民票」1通（コピー不可） <small>※発行日より6ヶ月以内</small>	 「住民票」1通（コピー不可） <small>※転居等の履歴の記載があるもの ※発行日より6ヶ月以内</small>	 ①「住民票の除票」1通（コピー不可） <small>※平成25年1月1日時点の住所の記載があるもの ※発行日より6ヶ月以内</small> ②本人確認書類 <small>※運転免許証、健康保険証等氏名・生年月日・現住所が確認できるもの</small>	 「住民票」1通（コピー不可） <small>※平成25年1月1日以降、国内に転居した日の国内住所の記載があるもの ※発行日より6ヶ月以内</small>

投資信託に関する手数料等の概要

●投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額（買付価額）に最大3.24%の購入時手数料（消費税込）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大実質年2.036%程度（消費税込）を運用管理費用（信託報酬）として信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込期間や保有期間によって異なるので、表示することができません。

投資信託のご留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- 投資信託ご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。
- また、当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。



商号等：永和信用金庫
登録金融機関：近畿財務局長（登金）第43号
加入協会：なし

ご相談はお近くの永和信用金庫営業店まで
お問い合わせください。